

国有林野産物公売公告（１）

下記によって、国有林野産物（立木）を一般競争入札によって売払いますから、買受希望の方は現物熟覧のうえ、国有林野事業林産物売買契約約款及び下記条件並びに入札者注意書を承知のうえ入札して下さい。

記

- 1 入札場所 大隅森林管理署 入札室
- 2 入札日時（開札）平成24年6月21日（木）10時00分
- 3 郵便入札の場合にあっては、当署に平成24年6月20日（水）17時までには到着するよう送付して下さい。
- 4 時刻は当署の時計によります。
- 5 売払物件所在地及び物件明細書は別紙明細書のとおりです。

条 件

項 目	立 木	
入 札 ・ 契 約 保 証 金	免 除	
契 約 締 結 期 限	平成24年6月28日（木）	
延 納 条 件	延納ができる対象	国の分収金のみとする
	延納ができる金額（1件の契約金額 消費税相当額を加算した金額）	150万円以上
	延 納 期 間 （ 限 ）	6ヶ月以内（1,000m ³ 未満） 10ヶ月以内（1,000m ³ 以上）
	延 納 利 率	年利1.30%
物 件 の 引 渡 期 限 （代金納付又は担保提供の日から）	15日以内。ただし、みなし引渡しの場合は 代金納入又は担保提供のあった日を引渡し日 とします。	
物 件 の 搬 出 期 間 （引渡しを完了した日から起算して）	3年以内	
特 約 条 件	別紙「特約事項」のとおり	

平成24年5月18日

鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3

大隅森林管理署

（〒893-0047）

TEL 0994-42-5217

FAX 0994-42-5218

国有林野産物公売公告(2)

1 入札参加者の資格

- (1) 各森林管理局長が交付する「一般競争参加資格確認通知書(林産物売払)」を受けた者でなければ入札に参加することはできません。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定により当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は入札に参加することはできません。
- (3) 森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者は入札に参加することはできません。

2 入札方法

- (1) 入札は一口毎に総額をもって入札して下さい。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
入札書に誤って消費税相当額を加算した総額を記入した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付く落札以前に訂正、又は取り消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。

3 郵便入札

郵便入札は、その封書の表面に「入札書在中」と朱書き、書留郵便又は配達証明郵便をもって差し出して下さい。

4 電信入札

電信入札はできません。

5 入札の無効

- (1) 前記1の「入札参加者の資格」に違反した入札
- (2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合に郵便入札書が定められたときまでに指定場所に到達しなかったとき。
- (5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

6 契約の成立

- (1) 落札物件に係わる契約は売買契約書を作成し、双方が押印したとき確定します。
- (2) 落札及び契約は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札金額および契約金額とします。
- (3) 消費税相当額の積算において円未満の端数を生じた場合は切り捨てます。

7 違約金の徴収

- (1) 落札者が期限内に契約を結ばないときは、入札金額の5/100に相当する違約金を徴収します。

- (2) 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額(消費税相当額を加算した金額)の10/100に相当する違約金を徴収します。
- (3) 前記(1)、(2)号の違約金を森林管理署長等の指示する期限まで納付しないときは、一般競争参加資格を取り消し、又はこの資格を付与しません。

8 代金の納付期限及び担保提供期限

- (1) 代金は契約締結の日から15日以内に納付することになります。ただし、延納の場合は別紙延納期間により定められます。
- (2) 担保提供期限は契約締結の日から15日以内とします。

9 延納担保等

- (1) 一部現金一部延納の契約も認めます。
- (2) 支払保証手形の保証する延納も認められます。
ただし、分収契約の場合における官収分についての併用は認めません。
- (3) 担保
(ア)国債 (イ)地方債 (ウ)金融債(長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債権) (エ)手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行もしくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会(以下「金融機関」と総称する。)の支払保証に係る手形 (オ)金融機関に対する定期預金金融債権

10 その他

- (1) 入札者は一般競争参加資格確認通知書を持参して下さい。
- (2) 入札者が代理人の場合は委任状を提出して下さい。

平成24年5月18日

鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3

大隅森林管理署

電話(代表)0994-42-5217

分任契約担当官 大隅森林管理署長

米丸正則

入札者注意書(1)

- 1 入札方法
(1) 入札は売払物件ごとに総額をもって入札して下さい。
(2) 入札総額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
- 2 入札書の訂正
記載事項を訂正したときは、訂正印を押して下さい。
- 3 入札書の引換等
一旦提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。
- 4 入札の無効
(1) 公告(2)-1に定める「入札参加者の資格」に違反した入札。
(2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
(3) 入札書に入札者の署名又は記名押印のどちらもないとき。
(4) 郵便入札の場合にあって郵便入札書が定められた時間までに指定場所に到達しなかったとき。
(5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。
- 5 入札書記載上の注意事項
(1) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。なお入札書に誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正又は取消の申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入したものと見なし、有効として処理し誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。
(2) 入札金額ははっきりと記入して下さい。ケタ違いや金額の書き違いのないようにして下さい。
(3) 氏名や名称は、一般競争参加資格確認通知書のとおりに記載して下さい。
(4) 法人の場合は、正式の代表者印を必ず押して下さい。
(5) 売払番号の記載もれや誤りがないようにして下さい。
- 6 無効の申出
(1) 無効の申出は、開札前には受理しません。
(2) 落札宣言後は、どのような理由があっても無効の申出は受理しません。この場合、落札者が契約を結ばなかったときは、落札金額(消費税相当額を加算した金額)の5/100に相当する違約金を徴収します。
- 7 落札者の決定
落札となるべき同額の入札者が2名以上あるときは、抽選により落札者を決定します。ただし、入札者が不在のときは国の職員が代わって抽選します。
- 8 入札の中止等
森林管理署長等は、入札者が連合し又は連合するおそれがある場合、その他事由により正当な入札を行うことができないと認めるときは、入札を中止し、または取り消しすることがあります。

入札者注意書（２）

- 1 公売物件 1～4 号は分収育林に係る分収木です。
- 2 当該入札物件には搬出支障木等（当署長が指定）がありますので、当署長が指定します期限までに当該搬出等の売買契約を締結していただきます。
 なお、搬出支障木等の明細については当署にお尋ね下さい。
- 3 分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という）に分収金として払い込んで下さい。
 (1) 費用負担者の口数及び員数は下記のとおりです。

売払番号	林 小 班	費用負担者の口数	費用負担者の員数
1	60に4	26 口	24 人
2	140ち	6 口	4 人
3	1027へ2	15 口	13 人
4	1062ろ1	13 口	8 人

費用負担者毎の分収金は国が指示した金額とします。

4 代金の支払方法

- (1) 国に支払う代金は国の発行する納入告知書により納付して下さい。
- (2) 費用負担者に支払う代金は国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払い込んで下さい。

この払い込みにかかる費用は買受人が負担して下さい。

- (3) 費用負担者が行方不明等により国が振り込み金融機関の口座指定出来ない場合は、国の指定する法務局に供託して下さい。

5 買受代金を延納することが出来る場合

- (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）について認めます。
- (2) 費用負担者の分収金に相当する金額（民収分）については、現納とします。

- 6 買受人が契約条項に違反して、契約に至らず、または契約を解除した場合の違約金については国と費用負担者が分収します。

入札者注意書(3)

(公売物件	5号	: 倉掛	国有林	1120	ら	林小班)
(公売物件	6号	: 倉掛	国有林	1120	ら1	林小班)
(公売物件	7号	: 倉掛	国有林	1120	ら2	林小班)
(公売物件	8号	: 倉掛	国有林	1120	う	林小班)
(公売物件	9号	: 倉掛	国有林	1120	う1	林小班)
(公売物件	10号	: 倉掛	国有林	1120	う2	林小班)
(公売物件	11号	: 境ノ尾	国有林	3008	た	林小班)
(公売物件	12号	: 大鹿倉	国有林	3078	はにほへ	林小班)
(公売物件	13号	: 市林	国有林	1109	な	林小班)
(公売物件	14号	: 市林	国有林	1110	れ	林小班)
(公売物件	15号	: 霧岳(泰野)	国有林	2103	の	林小班)

- 1 当該物件は、分収造林に係る分収木です。
- 2 当該入札物件には搬出支障木等(当署長が指定)がありますので、当署長が指定します期限までに当該搬出等の売買契約を締結していただきます。なお、搬出支障木等の明細については当署にお尋ね下さい。
- 3 分収木の買受代金は、国及び分収造林契約者に分収金として払い込んで下さい。
 - (1) 分収造林契約者の分収金は、次の計算要領により算出します。
 - ア. 5号~15号売払物件(皆伐)
買受代金×(7/10)=分収造林契約者の分収金
 - イ. 分収造林契約者の分収金は国が指示した金額とします。
- 4 代金の支払方法
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付して下さい。
 - (2) 分収造林契約者に支払う代金は、分収造林契約者の振込金融機関の口座に払い込んでください。
この払い込みにかかる費用は買受人が負担して下さい。
- 5 買受代金を延納することができる場合
 - (1) 国の分収金に相当する金額(官収分)について認めます。
 - (2) 分収造林契約者の分収金に相当する金額(民収分)については、現納とします。
- 6 買受人が契約条項に違反して、契約に至らず、または契約を解除した場合の違約金等については、国と分収造林契約者が分収します。

特 約 事 項

(公 売 物 件 1 号 ~ 4 号)

- 1 買受人は本契約物件に係る搬出支障木等について、当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2 分収木の買受人（以下「買受人」という。）は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
 - (2) 分収育林契約者に支払う代金は、分収育林契約者の振込金融機関の口座に払い込むこと。
- 3 売払代金にかかる延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収育林契約者に支払うこと。
- 4 売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。
- 5 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本または日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長に掲示し、またはその写しを森林管理署長に提出することにより、当該立木売買契約に係る売買代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。
- 6 この売買物件の搬出に高性能林業機械等を使用する場合の売買契約にあたっては、林産物契約約款第31条を特に遵守することとし、「高性能林業機械等の搬出路等跡地の整備は、森林管理署長の指示するところにより買受者が行う」こととする。

(公 売 物 件 5 号 ~ 1 5 号)

- 1 買受人は本契約物件に係る搬出支障木等について、当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2 分収木の買受人（以下「買受人」という。）は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
 - (2) 分収造林契約者に支払う代金は、分収造林契約者の振込金融機関の口座に払い込むこと。
- 3 売払代金にかかる延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収造林契約者に支払うこと。
- 4 売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。
- 5 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本または日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長に掲示し、またはその写しを森林管理署長に提出することにより、当該立木売買契約に係る売買代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。
- 6 この売買物件の搬出に高性能林業機械等を使用する場合の売買契約にあたっては、林産物契約約款第31条を特に遵守することとし、「高性能林業機械等の搬出路等跡地の整備は、森林管理署長の指示するところにより買受者が行う」こととする。

平成24年度 分収造林一般競争入札物件一覧表

入札 平成24年6月21日(木) 10:00施行

大隅森林管理署

売払 番号	国有林 林小班	林 齢	伐 採 種 面 積	樹 種	種 別	一 般 材		低 質 材		計		摘 要
						本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	
9	倉 掛 1120う1	4 5	皆 伐 0.76 ha	ス ギ	生立木	1,235	353.85	257	25.96	1,492	379.81	※9号物件現地案内 日時：平成24年6月12日 (火) 午前9時00分 集合場所：財部森林事務所
				ヒノキ	生立木							
				計		1,235	353.85	257	25.96	1,492	379.81	
10	倉 掛 1120う2	4 3	皆 伐 0.33 ha	ス ギ	生立木	526	157.61	90	5.49	616	163.10	※10号物件現地案内 日時：平成24年6月12日 (火) 午前9時00分 集合場所：財部森林事務所
				ヒノキ	生立木							
				計		526	157.61	90	5.49	616	163.10	
11	境ノ尾 3008た	4 8	皆 伐 3.58 ha	ス ギ	生立木	4,288	1,172.97	433	24.15	4,721	1,197.12	※11号物件現地案内 日時：平成24年6月13日 (水) 午前9時00分 集合場所：大根占森林事務所
				ヒノキ	生立木	1,310	278.20	312	24.76	1,622	302.96	
				計		5,598	1,451.17	745	48.91	6,343	1,500.08	
12	大鹿倉 3078は に ほ へ	5 2 5 2 4 9 4 9	皆 伐 6.34 ha	ス ギ	生立木	2,242	2,135.27	40	13.98	2,282	2,149.25	※12号物件現地案内 日時：平成24年6月13日 (水) 午後1時00分 集合場所：根占森林事務所
				ヒノキ	生立木	4,613	1,344.60	860	138.56	5,473	1,483.16	
				クロマツ	生立木			5	1.88	5	1.88	
				計		6,855	3,479.87	905	154.42	7,760	3,634.29	

